

<平成30年度水防協議会議事録>

日 時 平成30年4月25日(水) 13時30分より

場 所 青森県青森市中央1丁目11-18

ラ・プラス青い森 2階 「カメラ」

出席者(委員)

青森県議会議員 建設委員長	横浜 力
東北地方整備局 青森河川国道事務所長	佐近 裕之
青森地方気象台 次長	福田 正人
農林水産部農村整備課 課長代理	蛸名 芳徳
青森県県土整備部長	福士 祐治
危機管理局防災危機管理課長	豊島 信幸
青森県警察本部警備第二課災害対策室長	福士 英樹
東日本電信電話株式会社青森災害対策室長	武藤 忠義
東北電力株式会社青森支店 企画・総務部長	鈴木 克彦

(事務局)

防災危機管理課、農村整備課、漁港漁場整備課、監理課、港湾空港課、河川砂防課

1. 開会

【司会】

ただ今から、平成30年度青森県水防協議会を開催いたします。皆様、本日は、御多用中のところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の司会を担当いたします、河川砂防課の植野でございます。よろしくをお願いいたします。

初めに会長からご挨拶がございます。

2. 会長挨拶

【県土整備部長代読】

会長であります三村知事が欠席をさせていただいておりますので、会長の挨拶を代読させていただきます。

委員の皆様には、御多忙のところ御出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、平素から、防災対策の推進をはじめ、県行政全般にわたり、御理解と御協力をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、近年、水害が各地で頻発化・激甚化しており、平成二十八年八月の「台風第十号」や昨年七月の「九州北部豪雨」など、中小河川を中心に氾濫が相次ぎ、甚大な被害となりました。

東北地方においても、昨年七月に秋田県の雄物川(おものがわ)が氾濫し、広範囲にわたる浸水被害が発生しました。

本県においても、同様の大規模水害が、いつ発生してもおかしくない状況であり、県民の命を守るため、より具体的に備えることが喫緊の課題となっています。

昨年六月の水防法改正では、これまで進めてきた防災インフラ整備のほか、「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」との考えに立ち、ハードとソフトが一体となった取組によって、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」の実現を目指すこととされています。

本県におきましても、これまで「青森県基本計画未来を変える挑戦」の中で、「災害や危機に強い人づくり、地域づくり」を施策の一つとして掲げ、安心・安全な県土づくり、地域防災力の向上と危機管理機能の充実を図るため、ハード・ソフト一体となった取組を着実に推進してまいりました。

本日お諮りする平成三十年度青森県水防計画書（案）は、水防法の定めるところにより、洪水や津波、高潮等による災害を防ぎ、その被害を軽減し、公共の安全を保持することを目的として策定するものです。

委員の皆様には、忌憚のない御意見、御提言を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

青森県水防協議会会長 青森県知事 三村申吾 代読でございます。

3. 各委員の紹介

<省略>

【司会】

それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。

議長については、青森県附属機関に関する条例第六条第二項に基づき、会長が議長となることになっておりますが、所用により会長欠席のため、代理としまして県土整備部長に、議長をお願いいたします。

4. 平成30年度青森県水防計画（案）の審議

【議長】

それでは、しばらくの間議長を務めさせていただきますので、よろしく御審議の程お願いいたします。

平成三十年度青森県水防計画（案）について、説明をお願いします。最初に河川砂防課からお願いします。

【事務局】

河川砂防課長の田中です。

私の方から、平成30年度水防計画書（案）に沿いまして、計画書の概要と河川砂防課所管分の修正事項などについて、ご説明いたします。

なお、水防計画書の主な変更点ですが、別途お配りしているペーパーに記載しておりますので、参考にいただければと思います。それでは、座って説明させていただきます。

まず、水防計画書（案）の表紙をめくって、目次をご覧ください。

水防計画書は、全体として第1章から第9章までの構成となっています。

第1章においては「総則」

第2章には「水防組織と水防体制」

次のページに移りまして

第3章には「気象情報及び水防情報等の連絡」

次のページに移りまして

第4章には「水防施設」

第5章には「雨量、水位及び潮位」

第6章には「重要水防箇所」

次のページに移りまして

第7章には「洪水浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置」

第8章には「法令規則等」について記載しています。

第9章には「資料編」として、雨量・水位等観測所位置図、重要水防箇所位置図を記載しています。

それでは、第1章をご覧ください。

「第1章 総則」は、水防計画の目的、用語の定義、水防に関係する各主体の責任、津波における留意事項、安全配慮から構成されています。

3ページをお開きください。

3ページから5ページにかけて、水防計画の中で使用する「用語の定義」を記載しています。

5ページの「2.1. 浸水被害軽減地区」について、昨年6月の水防法改正を受け、新たに記載しております。浸水被害軽減地区ですが、先ほどの「主な変更点の次のページに、どういう地区なのかという絵がございます。浸水被害軽減地区とは、浸水想定区域内で輪中堤防、その他の帯状の盛土構造物がある土地の区域であって、浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものについては、水防管理者、これは市町村になりますが、「浸水被害軽減地区」を指定できることとなっております。これが昨年の水防法の改正で新たに追加になっております。

次に6ページをお開きください。

6ページから8ページ上段にかけて、水防に関係する各主体の、水防法等に規定されている責任及び義務について記載しています。

6ページの「(2) 水防管理団体の責任」において、昨年の水防法改正を受け、「⑦避難確保計画を作成していない要配慮者施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表」、「⑧浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届け出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告」及び（次のページに移りまして）「⑨予想される水災の危機の周知」、「⑩緊急通行により損失を受けた者への損失の補償」の4項目を、新たに記載しております。

また、「(3) 国土交通省の責任」の項目では、「⑦ 大規模氾濫減災協議会の設置」を新たに記載しております。

次に、「(4) 河川管理者の責任」「① 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定および市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言」は、項目として新たに記載しています。なお、青森県の過去の水害に関する情報提供としまして、ホームページ上に3月28日付けで昭和30年代から現在にかけてのわかっている範囲での浸水実績を公表しております。

次のページをお願いします。

第4節には、「津波における留意事項」について記載しております。

下段、第5節「安全配慮」では、「水防活動時の水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項」を記載しております。

9ページの第2章をご覧ください。

「第2章 水防組織と水防体制」は、第1節から第3節に、国、県及び水防管理団体それぞれの水防

組織と水防体制について記載しております。

第4節「大規模氾濫減災協議会」については、今回から新たに記載しております。

第5節「水防活動」では、「3. 緊急通行」の項目を新たに記載しております。

次のページに移りまして

第6節「協力及び援助」では、「1. 河川管理者の協力及び援助」についての「(3) 河川管理者の援助」の項目を新たに記載しております。

また、第7節に費用負担と公用負担について記載しております。

11ページをご覧ください。

11ページから12ページにかけて、国における水防組織について記載しております。

続いて、13ページをご覧ください。

県の水防組織については、県内の水防管理団体が行う水防の統括・連絡を図るために、知事を本部長とする水防本部を設置することになっております。

1枚めくって15ページをご覧ください。

水防本部のもと、各地域県民局に地域整備部長を支部長とした水防支部の体制を記載しております。

16ページをお開きください。

県では、河川が基準水位に達したとき、又は、水防警報等を発する必要があるときには、水防本部長である知事または、水防支部長である各地域県民局地域整備部長の発する水防指令により、中段の表のとおり、水防配備体制をとることとしています。

17ページには、水防指令の伝達系統図を記載しております。

水防管理団体である市町村には、各地域県民局地域整備部等から伝達されることとなります。

次に、20ページをお開きください。

20ページから21ページにかけて、指定水防管理団体の水防要員について記載しています。

平成30年1月現在、県内の指定水防管理団体は、21ページ表下段に記載のとおり、32団体、水防要員は、17,637人です。

また、22ページには、非指定水防管理団体の水防要員について記載しています。

非指定水防管理団体は、表下段に記載のとおり、8団体、水防要員は、1,385人となっています。

次に、23ページをご覧ください。

下段に、「第4節 大規模氾濫減災協議会」の表を新たに追加しています。

国の協議会として、「岩木川」「馬淵川」及び「高瀬川」の3つの協議会について、ホームページのアドレスをそれぞれ記載しております。県の協議会としては、「青森圏域」「三八・上北圏域」「西北圏域」「むつ圏域」の4つの協議会について、ホームページのアドレスを記載しております。

なお、別途お配りしている変更点の概要の3枚目に昨年度県で開きました、大規模氾濫減災協議会の写真を添付しておりますので、ご覧ください。

次に25ページをお開きください。

「3. 緊急通行」の項目について改正後の内容を記載しています。

「① 緊急通行」に関しては、緊急通行できる者の中に「水防管理者から委任を受けた者」が昨年度の水防法の改正により追加になっております。また、「② 損失補償」についても、水防法の改正により新たに追加して記載しております。

次に29ページをお開きください。

29ページから30ページにかけて、「河川管理者の協力及び援助等」について記載しています。
ページ下段の「(3) 河川管理者の援助」を新たに設け、その下の①から④までの4項目について、具体的に援助の内容を記載しております。

続きまして、33ページの第3章をご覧ください。

第3章では、「気象情報及び水防情報等の連絡」について記載しています。

35ページをお開きください。

第1節では、「気象庁が発表又は伝達する注意報・警報・特別警報」について記載しています。

36ページから44ページにかけて、青森地方気象台が発表する気象状況の市町村別の発表基準を記載しております。

45ページから47ページには、津波に関する警報・注意報等の種類、発表基準を記載しています。

続いて、48ページをお開きください。

気象情報については、青森地方気象台から関係機関に「防災情報提供システム」等により情報提供されるとともに、県の防災危機管理課から、県の各機関及び「防災情報ネットワーク」を通じて水防管理団体等へ通知する仕組みとなっております。

49ページをご覧ください。

第2節は、「水防警報」について記載しています。

「国土交通省が行う水防警報」の種類・内容・基準については、表に記載しているとおりです。

次に50ページをお開きください。

上段の表のとおり、国では岩木川をはじめとする計7河川を、水防警報を行う河川に指定しています。

51ページから53ページに、国が水防警報を発した場合の連絡系統図を記載しております。

続いて54ページをお開きください。

「県が行う水防警報」について記載しています。

県が水防警報を行う河川は、次の55ページから56ページの表に記載しているとおり、岩木川水系浪岡川をはじめとする36河川となっております。

57ページから58ページは、この36河川について水防警報を発表する基準水位について記載しています。

次に、59ページから60ページには、水防警報を発した場合の連絡系統図、発表文の例を記載しております。

61ページをご覧ください。

第3節は、「指定河川洪水予報」について記載しています。

洪水予報とは、「流域面積の大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川」において、洪水のおそれがあると認められるとき、河川の水位情報を一般住民に周知するため、気象台と共同して行う発表のことで、中段の表にその種類や基準等を記載しております。

中段の表は、「青森県と気象庁が共同して行う洪水予報業務に関する協定」に基づき、記載しております内容でございます。

下段に記載している図をご覧ください。

河川の水位上昇に従い、氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報などの発表を、3時間後までの雨量の予測をもとに発表します。

次に62ページをお開きください。

国土交通省では、岩木川をはじめとする4河川で洪水予報を行っております。

下段の表には、4河川の洪水予報を発表する基準水位を記載しております。

63ページをご覧ください。

63ページから65ページにかけて、国土交通省が管理する洪水予報4河川の洪水予報伝達系統図を記載しています。

次に66ページから73ページにかけては、国土交通省の洪水予報発表形式の例を記載しております。

次に74ページをご覧ください。

県が管理する河川で、洪水予報を行う5河川の河川名、実施区域及び発表基準水位等について記載しています。

参考といたしまして、昨年度は県での洪水予報の発表実績は、

7月22日から23日にかけての梅雨前線豪雨により、馬淵川中流で1回、10月23日から24日にかけての台風第21号により、十川と馬淵川中流でそれぞれ1回と、合計2河川で計3回発表しています。

次に75ページをご覧ください。

75ページから78ページにかけて、堤川・駒込川等5河川の洪水予報伝達系統図を記載しています。

概要といたしまして、県河川砂防課から各地域県民局地域整備部、市町村を通じて住民へ周知するとともに、共同発表者である青森地方気象台から、所定の関係機関及び報道機関を通じて、テレビ、ラジオ等により住民に周知されるとともに、青森気象台からNTT東日本や消防庁を経由して関係市町村へ、そして住民に周知される系統となっております。

次に79ページをご覧ください。

79ページから86ページにかけて、県の洪水予報発表形式の例を記載しています。

続いて、87ページをお開き下さい。

第4節として、「水位周知河川と水位到達情報の周知」について記載しています。

水位周知河川とは、先ほどの洪水予報河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生じる恐れがある河川として、国土交通省又は知事が指定した河川です。洪水予報河川より流域面積は小さいものの相当の被害が生じる恐れのある河川のことで、先ほどの洪水予報河川に比べ、3時間後の予想がしにくいものの相当の被害が生ずる可能性のある河川のことを言います。

90ページをお開きください。

90ページから92ページにかけて、県が指定している水位周知河川として、浪岡川を初めとする3河川の河川名と、実施区間及び発表基準水位を記載しております。

参考として、昨年度の県の「水位到達情報」の発表実績は、蟹田川・熊原川・金木川の3河川で計14回となっております。

次に93ページをご覧ください。

県が管理している河川の水位到達情報伝達系統図です。

県が指定した水位周知河川の水位到達情報は、報道機関及び市町村を通じて一般住民に周知します。

次に94ページをお開きください。

94ページから96ページにかけて、県から関係機関への水位到達情報伝達文の例を記載しております。

97ページをご覧ください。

第5節は、「津波に関する水防警報」について記載しております。

続いて100ページをお開きください。

第6節は、「ダム放流に伴う通報」について記載しています。100ページから101ページにかけて国土交通省が管理する浅瀬石川ダムと津軽ダムの通報系統図を記載しております。次のページから、県土整備部が所管する9ダム、県農林水産部が所管する防災9ダム、利水6ダムについての情報伝達について記載しています。

続いて110ページをご覧ください。

水防連絡表について、「青森県防災情報ネットワーク」の防災専用電話の利用方法を記載しております。

続いて115ページをご覧ください。

115ページから125ページにかけては、水防用務連絡表を時点修正して記載しております。

続いて126ページの第4章をお開きください。

第4章には「水防施設」として、国、県及び水防管理団体の水防施設について記載しています。

128ページから139ページにかけて、備蓄基準及び、県水防管理団体及び国の水防倉庫の所在地と平成30年1月現在の資器材備蓄状況を記載しております。

次に140ページをお開きください。

140ページから141ページにかけて、組合・商店・資材業者等の平成30年1月現在の水防資材備蓄状況を記載しております。上の方に平成29年1月現在と書いてありますが、30年1月の誤りでございます。

続いて、142ページから144ページにかけては、水防用土取場調書となっております。土取場の所在地及び平成30年1月現在の調達可能量を記載しております。

次に、146ページの第5章をお開きください。

第5章には、国土交通省、気象庁及び県等が設置している「雨量、水位及び潮位」の観測所について記載しています。

148ページから170ページにかけて、第1節では、国土交通省、青森地方气象台、県及び東北電力が所管する雨量観測所について記載してございます。

次に、171ページをお開きください。

第2節は、「水位の通報と観測所」について記載しています。

171ページから188ページにかけては、国土交通省、県が所管する水位観測所について記載しております。

なお、これらの観測所の位置図は、第9章の資料編に掲載してございます。

次に、189ページから190ページは、国の潮位観測所について記載しています。

これも表の上に平成29年1月現在と記載しておりますが、平成30年1月の誤りでございます。

次に、191ページをお開きください。

第4節「雨量、水位の公表」には、現在、国や県が一般に情報提供している、雨量情報等を閲覧するためのパソコン及び携帯端末のアドレス等を記載しています。

青森県河川砂防課では、雨量、水位情報に加え、ダム情報などを一括提供する「青森県河川砂防情報提供システム」を平成23年3月から、運用しております。

また、平成18年から実施している洪水お知らせメールについては、平成28年3月1日から従来の

「登録した河川の基準水位を超過した際にメールで自動通報する」機能のほか、洪水予報・氾濫警戒情報のメール通知機能を追加しております。

次に192ページの第6章をご覧ください。

第6章では、県及び直轄で管理する河川の「重要水防箇所」等について記載しております。

194ページをお開きください。

県では国と同様、表に掲げるとおり、水防活動時に注意すべき箇所について「水防上最も重要な区間」をA、「水防上重要な区間」をBとして区分しています。

195ページから207ページまでは県の重要水防箇所、209ページには国の重要水防箇所を記載しております。

なお、これらの箇所について、第9章の資料編に位置図を掲載しております。

続いて、210ページをご覧ください。

平成25年度から26年度にかけて実施した、ため池一斉点検結果について記載してございます。

続いて212ページの第7章をご覧ください。

第7章では、「洪水浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置」について記載しています。

「第1節 洪水対応」では、水防法の改正を受け、「4. 予想される水災の危険の周知等」と「8. 浸水被害軽減地区」の2項目を新たに記載しております。

第2節では、「津波対応」について記載しております。

214ページをお開きください。

洪水浸水想定区域の指定状況について記載しております。

県管理河川においては、現在、計画規模降雨の洪水浸水想定区域を発表しておりますが、平成27年5月の水防法改正を受け、現在、「想定しうる最大規模の降雨」による浸水想定区域の設定を作業中で、平成32年度までに公表する予定となっております。

続いて、216ページをお開きください。

ページ上段に、水防法の改正を受けまして「4. 予想される水災の危険の周知等」を記載しております。

概要といたしまして、市町村長は、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、水害リスク情報を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、洪水ハザードマップや看板等の掲示により住民等へ周知することになってございます。

次に、217ページをお開きください。

最上段に、「8. 浸水被害軽減地区」について追加して記載しております。

また、第2節では、「津波対応」について記載しております。

続いて、220ページの第8章をお開きください。

第8章には、水防法、気象業務法などの法令や、水防工法の種類、水防活動実施報告書等について記載しております。

なお、第8章については、当方のミスで改正前の法令を記載しておりまして、別途お配りしている「第8章法令規則等」が最新の改正内容となっております。大変失礼いたしました。申し訳ございません。

続いて、308ページの第9章をお開きください。

第9章は、資料編となっております。雨量・水位の観測所等の位置図及び重要水防箇所図を掲載しております。

以上が、水防計画書の概要と修正点でございます。

今年度も水防法の規定に則り水防計画書の改訂作業を行ってまいりましたが、不備なところが多々あることと思います。委員の皆様におかれましては、今後ともご指導方よろしくお願いいたします。

私からの説明は以上となります。

【議長】

次に、農村整備課からお願いします。

【事務局】

農林水産部農村整備課の竹谷と申します。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

それでは、農村整備課関係について3点ほど説明させていただきます。

水防計画書（案）の17ページをお願いします。

水防指令伝達系統における農村整備課の位置付けは、「農村整備防災班」として、「河川砂防防災班」からの通知を受け、各地域県民局地域農林水産部への通知や情報の提供などを行います。

また、当課内に「農村整備防災班本部」を設け、「災害対策担当」、「防災ダム担当」、「利水ダム担当」及び「排水状況連絡担当」の4つの担当を設け、それぞれの業務にあたることとしております。

なお、地域県民局地域農林水産部においても、地域農林水産部長を本部長とする水防体制を組織し、洪水などの発生時には、当課と連携を取りながら情報の把握などを行うこととしています。

次に104ページをお願いします。

農林水産部所管のダムの放流に伴う通報系統をご説明します。

当部が所管するダムは、防災ダムが104ページから105ページにあります9箇所、利水ダムが106ページから107ページにあります6箇所の計15箇所となっております。各地域県民局地域農林水産部において適切な管理に努めているところです。

また、洪水などに伴うダムからの放流で、下流河川の流況に著しい変化が生じる場合には、事前に警報サイレンやスピーカーなどを用いて、住民に注意や警戒を促すとともに、関係市町村や警察署、消防署、河川管理者などへ速やかに通知を行う体制としています。

続いて210ページをお願いします。

県内の農業用ため池についてご説明します。

県では、ため池の安全管理の取組として、平成25年度から26年度にかけて、かんがい受益面積0.5ヘクタール以上のため池及び決壊した場合に人家や病院、学校など重要な公共施設へ影響を与えるおそれがある一定規模以上のため池1,273か所について点検を実施し、その結果について関係市町村等に周知したほか、平成25年度に県が作成した「ため池管理マニュアル」に基づく適切な管理やハザードマップの作成とその公表などを、関係市町村に対して指導してきたところです。

また、点検の結果、一部の防災重点ため池118か所を含む239か所について、洪水流下能力や耐震性能などに関する、より詳細な調査が必要であると判断しまして、これを受けて、昨年度末、全ての防災重点ため池を含めた計261か所について、ため池の決壊等に備えた安全対策の方針などを定めた実行計画「青森県ため池の安全・安心力アップ中期プラン」を策定したところです。

今後は、本プランで定めた、安全対策の優先度の考え方に基づく優先順位により、順次調査を実施し、国の補助事業を活用した改修工事や、事前放流などの予防措置を組み合わせた総合的な対策を講じていくこととしています。

以上、農村整備課関係の説明を終わります。

【議長】

ただいまの説明について、御質問、御意見がございましたらお願いします。

(各委員) 質問等なし。

御質問、御意見がないようですので、平成30年度青森県水防計画(案)については、原案どおりとして、御異議ございませんか。

(各委員) 異議なし。

御異議がないようですので、本計画(案)を承認することといたします。

5. その他情報提供

【議長】

その他、青森河川国道事務所と河川砂防課から情報提供がございます。青森河川国道事務所長佐近様お願いいたします。

【青森河川国道事務所】

青森河川国道事務所の佐近でございます。

お手元の情報提供1の資料についてご説明させていただきたいと思います。国土交通省では緊急速報メールを活用した洪水情報プッシュ型配信を実施しており、昨年から東北地方整備局内の河川で実施しております。高瀬川ですでに実施しております。岩木川、馬淵川においても実施する予定となっております。5月1日から緊急速報メールを配信することになっておりますのでよろしくお願いいたします。

洪水情報・氾濫危険情報ということで、資料の「【参考】緊急速報メールの配信タイミング」をご覧ください。こちらにございますように水位が上がり、氾濫危険水位まで上がった際、氾濫した際にプッシュ型の情報を配信します。通常、一定エリアの中にあるケータイ電話などに対して強制的に送信し、避難を促すこととしています。配信対象としましては、岩木川水系10市町村、馬淵川水系1市です。具体的な配信先については、別表の赤書きの岩木川等の河川ごとの対象エリアが該当します。留意事項としましては、機種によって対応しないものもございますので、ソフト等をいれていただければ受信できることとなっておりますので、併せてお知らせしたいと思っております。

先ほど、今回水防法改正になった話を事務局からしていただきましたが、これは元々2年ほど前に起こりました鬼怒川の氾濫において、大きな洪水被害があったことから、今回の水防法の改正に至りました。また、昨年、一昨年も熊本県や福岡県などで大きな洪水被害が発生しております。近年は、おかげさまで直轄河川につきましては大きな被害は発生していない中で、県で管理していただいております中小河川では大きな被害が発生している状況でございます。特に、一昨年隣県岩手県における小本川要配偶者施設の痛ましい事故があったことも受けて、今回の改正に至っております。今回はあくまで法改正及び水防計画書の改正となっておりますが、これを実のあるものにしていくためには、こちらにいらっしやいます皆様方のご協力が必須だと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

【議長】

佐近様、ありがとうございました。

次に、河川砂防課企画・防災グループからお願いします。

【事務局】

青森県河川砂防課企画・防災グループ羽田と申します。

私の方から「情報提供2」の資料で説明させていただきます。

青森県管理河川における危機管理河川の設置について、背景につきましては、ただいま佐近様からお話しいただいたとおり近年中小河川で氾濫の被害を受けたことにより、昨年全国の中小河川の緊急点検を行い、その結果を昨年12月に中小河川緊急治水対策プロジェクトで取りまとめられております。そのプロジェクトの中で危機管理型水位計の設置の推進が掲げられておりまして、本県においても、今年度を目途に80ヶ所の水位計を当課で設置することとしております。

内容については、1枚めくったところに水位計設置に至った経緯が上段に書かれておりまして、避難の状況判断のための水位計設置が進んでおらず、洪水時にその中小河川で避難に遅れがあるということで、これまでより低コストの水位計、危機管理型水位計を設置し、近隣住民の避難を支援するため、今年から実施することとしております。対策箇所は全国の5000河川で約5800ヶ所設置すると発表されております。

戻っていただきまして、危機管理型水位計について説明させていただきます。

危機管理型というのは、洪水時の水位観測に特化したもので、従来は平常水位時でも観測していたものを、雨が降り水位が上がったときだけ計測するものであり、最新の科学技術を活用することにより、機器の小型化や電池・通信機器のコストを低減した水位計となっております。特徴としましては、長期間メンテナンスフリー、約5年間無休で稼働すること、省スペースでありコストが比較的安く100万円以内で、維持管理コストの低減、クラウドを使い皆さんに周知するシステムを構築することとしています。

また、1枚めくっていただきまして、2ページ目の方に、下段の方でございますけれども、水位計を設置するという真ん中のあたりに、平成29年に全国約5200箇所の県管理河川に水位計が設置されておりますが、点検を踏まえて、今後5800箇所増やして全国で11,000箇所程度の設置を見込んでいます。右の方に小さい写真ではございますが、危機管理型水位計のイメージでございます。橋梁部分に添架・設置して水面に向けて、電波式という観測手法で、直接水に設置しないで観測するものをイメージしております。

また、戻っていただきまして、2番の設置予定箇所でございますけれども、予定箇所につきましては2枚めくっていただいた青森県の地図の中に図示しております。簡単にこの図面を説明いたしますと、一級河川、国管理の河川が赤い線で示しておりまして、岩木川・馬淵川・高瀬川の3水系です。その他一級河川の県管理部分につきましては緑色、その他県管理の二級河川は青色で示しております。その中で県管理の設置済み水位計をオレンジの三角で示しており、135箇所あります。国管理の設置済み水位計の35箇所を紫の三角で示しております。今までは、県管理の方も主要な河川ということで、135

箇所つけて観測して皆様に周知しておりましたけれども、それ以外のさらに規模の小さい河川についても、新規設置していくということで、黄色い三角の80箇所において危機管理型水位計を新規設置していきます。

比較的、これまでより規模が小さく水位の上昇が激しく観測が難しかったような河川に設置を進めていき、市町村と連携しながら、皆様の避難に資する情報として提供していきたいと考えております。

参考までに、県管理の286河川にこの危機管理型水位計を80箇所設置することにより、286分の165と、おおむね6割の河川の情報を提供できることになります。運用については、今年度設置し来年の出水期には間に合わせることを考えております。

【議長】

ありがとうございました。

情報提供について、何かご質問はございますでしょうか。

ないようですので、以上をもちまして、本日の議案の審議等は、すべて終了いたしました。どうもありがとうございました。

【司会】

ありがとうございました。これもちまして、平成30年度青森県水防協議会を閉会といたします。本日は、御出席いただき誠にありがとうございました。